

様式第 1 号（第 7 条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	商工業近代化資金融資のあっせん
根拠法令 及び条項	蓮田市商工業近代化資金融資あっせん規則第7条
審査基準	☒ 有（第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 4 条第 2 項第 号に該当）
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （融資あっせんの対象者） 第 3 条 資金の融資のあっせんを受けることができる者は、次に掲げる要件を満たしている中小企業者とする。 (1) 個人にあつては市内に引き続き 1 年以上居住し、かつ、市内に事業所を、法人にあつては市内に本社又は本店を有していること。 (2) 同一事業を引き続き 1 年以上営んでいること。 (3) 中小企業信用保険法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 5 0 号）第 1 条第 1 項に定める業種（協会の信用保証外業種を除く。）に属する事業を営んでいること。 (4) 営業内容が堅実であること。 (5) 市税を完納していること。 (6) 協会の市町村小口企業保証制度又は市町村制度金融保証制度の保証（第 8 号において「保証」という。）を付けていない者であること。 (7) 協会の代位弁済を受けていない者であること。 (8) 次に掲げる者の連帯保証人でない者であること。 ア 保証を付けている者 イ 協会の代位弁済を受けている者 （融資あっせんの条件） 第 4 条 市長が資金の融資をあっせんする場合の貸付条件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 貸付限度額は、運転資金については 2 0, 0 0 0, 0 0 0 円、設備資金については 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円とする。 (2) 貸付期間は、運転資金については 1 0 年以内、設備資金については 1 2 年以内とする。 (3) 償還方法は、月賦償還とする。 (4) 据置期間は、運転資金については 6 月、設備資金については 1 2 月を限度とする。 (5) 貸付利率は、市長が金融機関と協議の上、別に定める。 (6) 保証は、協会の保証に付する。 (7) 連帯保証人は、原則として資金の融資のあっせんを受ける者が個人にあつ

ては不要とし、法人にあっては協会の定めるところによる。 (連帯保証人の資格) 第5条 前条第7号の連帯保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) 融資に係る債務を保証し得る資力があると認められる者であること。 (2) 市町村税を完納していること (融資の依頼等) 第7条 市長は、前条の規定による提出を受けたときは、その内容を審査し、資金の融資をあっせんすることが適当であると認めるときは、金融機関に当該融資を依頼するとともに、その旨を申込者に通知するものとする。 2 前項の規定による依頼を受けた金融機関は、融資の適否を決定し、資金の融資を行うものとする。			
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☐ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 () ☒ 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。